

広島県告示第七百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

水無地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

呉市					市・区
豊町					町
大長					大字
小長		南小長		小長	字
六〇〇〇番	六〇〇五番一	六八〇四番	六八〇七番	五九九九番	地番
標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	標柱番号